

特許関係料金、商標関係料金引き下げへ！

特許料は平均12%、商標関係料金は平均43%引き下げられます。

平成20年特許法等改正に伴う料金改定(予定)のご案内

第169回通常国会にて成立しました「特許法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」といいます。)の施行に伴い特許関係料金、商標関係料金が改定される(引き下げられる)こととなります。

※なお、施行日は未定ですが、現時点では6月1日を想定しております。

○施行日以降に料金引き下げ対象となる主な料金

- 1) 特許料
- 2) 商標登録料、商標更新登録料、国際出願に基づく商標権の個別手数料
- 3) 特許出願料、商標出願料

料金支払い前に検討が必要です

設定時の特許料・商標登録料納付期間の期間延長制度の利用

設定時の特許料、商標登録料(更新登録料を除く)の納付期間は、特許(登録)査定の日から30日ですが、出願人または代理人の請求(期間延長請求書を特許庁へ提出)により納付期間を更に30日間延長することが可能です。

この期間延長請求により、延長した30日間の間に料金改正に係る法令の施行日をまたぐ場合には、当該施行日以降に納付する特許料もしくは商標登録料は、引き下げ後の金額にて納付可能となります。

改正法施行日以降に料金引き下げの対象となる特許料等の新旧料金(抜粋)

▶ 特許料(昭和63年以降の出願、かつ平成16年4月1日以降に審査請求を行う出願)

	現行料金	新料金
第1年～第3年	2,600+請求項数×200円	2,300+請求項数×200円
第4年～第6年	8,100+請求項数×600円	7,100+請求項数×500円
第7年～第9年	24,300+請求項数×1,900円	21,400+請求項数×1,700円
第10年以降	81,200+請求項数×6,400円	61,600+請求項数×4,800円

▶ 商標設定登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数×66,000円	区分数×37,600円
商標登録出願(分納)	区分数×44,000円	区分数×21,900円

▶ 商標更新登録料

	現行料金	新料金
商標登録出願	区分数×151,000円	区分数×48,500円
商標登録出願(分納)	区分数×101,000円	区分数×28,300円

▶ 出願料(特許法等関係手数料令の改訂予定)

	現行料金	新料金
特許出願	16,000円	15,000円
商標登録出願	6,000+区分数×15,000円	3,400+区分数×8,600円

◎さらに詳細に知りたい方は、特許庁ホームページをご確認下さい。

➡ https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/ty20_ryoukinaitel.htm